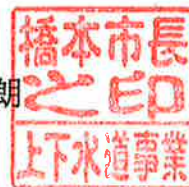


橋水経第 83 号  
令和 2 年 12 月 1 日

橋本市上下水道事業審議会 会長 様

橋本市長 平木 哲朗



## 諮 問 書

橋本市上下水道事業審議会条例(令和 2 年条例第 32 号)第 2 条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諮問事項

適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小について

#### 2. 諮問の趣旨

本市公共下水道事業は、生活環境の改善、水質保全を目的に昭和 58 年度から事業に着手、平成 13 年 4 月に供用を開始し、現在も未普及地区の整備を進めています。

一方、国においては平成 26 年 1 月に 3 省共同（国土交通省・農林水産省・環境省）による持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを取りまとめました。その中で、令和 8 年度末を目途に汚水処理施設の整備が概ね完了することを目指す、「10 年概成」の方針を打ち出したことは、今般の社会情勢や経済性、及び地域性や整備期間などを踏まえた徹底的な下水道処理区域の見直しを要請するものです。

こうしたことから、本市においても公共下水道整備の概成に向け、持続的な下水道経営を念頭に、実行可能な区域を決定していく必要があります。そこで、適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小について、ご審議していただきたく、ここに諮問いたします。